

東近江市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定 について

上記の議案を別紙のとおり東近江市議会会議規則（平成17年東近江市議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出する。

令和6年11月22日

東近江市議会議長

西 崎 彰 様

提出者

東近江市議会

議会運営委員会委員長 大 橋 保 治

会議案第3号

**東近江市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定
について**

東近江市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年12月23日提出

東近江市議会

議会運営委員会委員長 大橋保治

東近江市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

東近江市議会個人情報保護条例（令和4年東近江市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第26条に次の1項を加える。

- 2 前条の規定による開示決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

第36条に次の1項を加える。

- 2 前条の規定による訂正決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

第43条に次の1項を加える。

- 2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第53条から第55条までの改正規定は、令和7年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 附則第1項ただし書に規定する規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

提案理由

刑法等の一部改正等に伴い、本市条例の一部を改正する必要性が生じたため、本議案を提出するものである。